

令和5年度 相楽広域行政組合の概要



和束町



木津川市



南山城村



笠置町



精華町

京 都 府
相楽広域行政組合

はじめに



相楽広域行政組合は、木津川市と相楽郡の笠置町、和束町、精華町及南山城村の1市3町1村で構成され、広域圏計画に基づく計画的な広域行政の推進、相楽会館の管理運営、大谷処理場の設置及び管理運営をはじめ共同処理事務の遂行を通じて、圏域の一体的な発展と圏域住民の福祉及び居住環境の向上を目指した圏域づくりに努力を重ねて参りました。

昭和56年には、相楽郡広域事務組合の設立、広域行政の一元化により広域的な事業の効率化や充実、各町村間の連絡調整の円滑化を進め、平成4年には「ふるさと市町村圏」に選定され、圏域の一体感の醸成と圏域づくりを支える人づくりに向けて多くのソフト事業を実施し、その成果をあげて参りましたが、令和元年度から検討に検討を重ねました結果、令和5年3月で、本事業を廃止し、基金を構成市町村及び京都府に返還いたしました。

相楽圏域は、豊かな土壌と自然環境に恵まれ、京都と奈良の間にあつて、さまざまな文化の融合する文化性豊かな農村地域として発展して参りました。

また、国家的プロジェクトとしてスタートした関西文化学術研究都市も法施行から30年を超え、現在では150を超える研究開発施設や文化施設などが立地し、産学官連携による多くの成果が生まれるなど、わが国の文化学術研究の進展に大きく寄与しております。

一方で少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来、情報通信技術の進展、社会経済のグローバル化やボーダレス化、地球環境保全に向けた対応など、わが国そして本圏域を取り巻く社会経済情勢はかつてない変革期を迎えています。また、平成の大合併による自治体再編により、地方分権の推進とともに、国と地方の機能分担や地域間の連携強化が求められています。さらには、さまざまな分野における構造改革と規制緩和も着実に進行しています。

本圏域におきましても、市町村合併により平成19年3月に「木津川市」が誕生しました。このことにより、本組合の構成市町村は6町1村から1市3町1村へと変わり、新しい時代が幕を開けました。京都府南部の振興・発展に向けた役割を果たすうえでも、本圏域の一体的な発展を推進する取り組みが一層重要となり、平成30年1月には、構成市町村の協働のもとに、よりよい圏域づくりを進めていくための指針として、令和4年度を目標年度とする「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定し、事業を推進してまいりましたが、令和4年度末をもって本事業を廃止しました。

また、令和3年10月で操業50周年を迎えました大谷処理場は、平成13年度に新施設の稼働を開始して以来、適宜整備を行ってまいりましたが、施設の老朽化が進行するとともに、搬入量の減少等による運転条件も大きく変化してまいりました。この度、運転条件の見直し、機器の最適化を行い、電力や燃料、薬品の消費による二酸化炭素発生量の削減を図りつつ、施設の長寿命化を図る基幹的設備改良工事を令和元年度から令和2年度において実施し、令和3年4月1日から運用を開始いたしました。この改良工事により、年間の二酸化炭素発生量は20%以上削減され、地球温暖化の抑制に貢献できる施設となり

ました。

本組合の業務も、住民の意識が成熟するとともに、一部事務組合を含む地方公共団体を取り巻く環境も、日々変化していくなかで、変遷を遂げ、現在は、生活に密接なつながりのある「し尿処理」、安全・安心に欠かせない「休日応急診療所」、そして「消費生活センター」といった行政サービスを主に共同処理しています。

令和5年4月からは、本組合の共同処理事務の変更と合わせて、本組合名称を「相楽広域行政組合」に、し尿処理施設の名称を「そうらく衛生センター」にそれぞれ変更いたしました。

「相楽広域行政組合の概要」は、圏域の状況と広域行政の組織、活動内容などをまとめたものです。今後とも広域行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

相楽広域行政組合

代表理事 杉浦 正省



▲関西文化学術研究都市

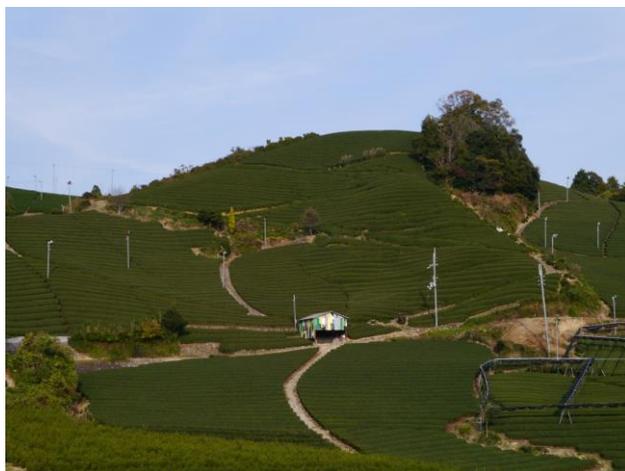
地域の概要

相楽圏域は、京都府の南端に位置し、滋賀県、三重県、奈良県と境を接しており、木津川市と相楽郡の笠置町、和束町、精華町及び南山城村の1市3町1村で構成されている。総人口は123,874人（令和5年3月31日調）である。面積は、263.37km²で南北から北東に長く伸びた形をしており、東部から東北部にかけては山地と高原、西北部は低平地、西部は緩やかな丘陵地となっている。地域の中央部には、木津川が東から西に流れ、木津川市の旧山城町と旧木津町の接する付近で直角に曲がり北流している。木津川は3～4世紀頃から既に交通路として利用され、人・もの・文化の往来が活発に行われた。

奈良時代には一時期平城京から恭仁京（木津川市内）に都が移され、平安京遷都後も平安京と平城京を結ぶ街道上の拠点として、さまざまな文化の融合する文化性豊かな地域として発展した。また、鎌倉時代末には、笠置山が元弘の乱の舞台となり南北朝の内乱に巻き込まれたが、村々が名主を中心に団結、守護勢力を山城国内から追放して8年間の自治を実現し、その後室町時代には惣国として発展するなど、歴史的に農民の自治意識の高い地域である。江戸時代には木津川の治水、新田開発に力が注がれ、薪や炭、肥料などの物資の運搬で、淀～木津間の水上交通が活発になった。

地域の基幹産業は農業で、中心作物は茶、野菜、米、果樹、花き、たけのこなど多種多様である。中でも特産品の茶は、京都府の茶生産量の中で高い割合を占めている。

また、奈良、大阪、京都市への通勤圏にあり、昭和50年代から近郊ベッドタウンとしての開発が進んで来た。昭和60年代に入ると関西文化学術研究都市（学研都市）建設が京阪奈丘陵地帯で開始され、相楽圏域にはセンターゾーンを含む4クラスターが精華町と木津川市に立地し、順調に建設が進んでいる。このように、相楽圏域は、長い歴史文化と豊かな文化に恵まれた農村地帯に最先端の都市や住宅が共存する多面性を持つ地域としての様相を見せ始めている。



▲宇治茶の郷 和束の茶畑

1. 組合の構成

①関係市町村数 1市3町1村

②関係市町村名 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

③人口・面積データ

市町村名	人口	世帯数	面積 (km ²)
木津川市	80,026	33,123	85.13
笠置町	1,148	588	23.52
和束町	3,571	1,689	64.93
精華町	36,648	15,444	25.68
南山城村	2,481	1,207	64.11
計	123,874	52,051	263.37

※人口及び世帯数は、令和5年3月31日調、面積は全国都道府県市区町村別面積調（令和3年10月1日現在）

2. 組合の沿革

昭和26年 9月 1日 相楽郡町村税滞納整理組合設置

昭和44年 9月 1日 相楽郡衛生管理組合設置

昭和46年10月 大谷処理場完成

昭和47年10月26日 相楽地区広域市町村圏協議会設置
(昭和48年3月相楽郡町村会、相楽会館の建設を決定)

昭和48年12月11日 相楽郡町村事務組合設置
(相楽郡町村事務組合は、完成後の相楽会館の管理運営事務と町村税の滞納整理事務を取扱うことを目的としたもので、先に設置した相楽郡町村税滞納整理組合は廃止)

昭和50年 8月 福祉センター相楽会館完成

昭和56年 8月 1日 相楽郡広域事務組合設置

相楽郡衛生管理組合	}	を統合廃止
相楽郡町村事務組合		
相楽地区広域市町村圏協議会		

平成 4年11月 ふるさと市町村圏に選定
規約一部変更 共同処理事務に「ふるさと市町村圏振興事業」を追加

平成 5年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成

平成 6年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成し、合わせて7億円となる。

平成 6年 3月 相楽会館外壁改装工事着工、完成

平成 9年 6月 大谷処理場更新工事着工

平成10年 6月 相楽会館屋根修繕着工

平成10年 8月 相楽会館屋根修繕完成

平成13年 1月15日	大谷処理場周辺環境整備工事着工
平成13年 3月30日	大谷処理場完成・大谷処理場周辺環境整備工事完成
平成13年 6月 5日	大谷処理場竣工式
平成13年10月	相楽郡広域事務組合設立20周年記念誌発行
平成14年 5月 1日	大谷処理場水源地更新工事着工
平成14年 8月30日	大谷処理場水源地更新工事完成
平成15年 2月16日	第10回記念 相楽の文化を創るつどい開催
平成15年 5月 6日	相楽会館空調機更新工事着工
平成15年 5月31日	相楽会館空調機更新工事完成
平成16年 4月 1日	規約一部変更 共同処理事務のうち、「町村税の滞納整理に関する事務」を廃止し、新たに「浄化槽清掃業及び当該業務に係る一般廃棄物処理業の許可に関する事務」を追加
平成17年 1月12日	相楽会館大ホール壁クロス張替え・天井吹付工事着工
平成17年 2月28日	相楽会館大ホール壁クロス張替え・天井吹付工事完成
平成17年 5月23日	「相楽会館の今後のあり方検討会」設置
平成18年 4月 1日	情報公開条例、個人情報保護条例施行
平成18年 5月22日	「し尿処理事業の今後のあり方検討会」設置
平成18年11月	大谷処理場竣工35周年記念誌発行
平成19年 1月	大谷処理場の今後のあり方について報告書
平成19年 2月	相楽会館の今後のあり方について報告書
平成19年 3月11日	相楽郡町村会、相楽郡町村議会議長会が解散となる。
平成19年 3月12日	規約一部変更 構成町の木津町、加茂町、山城町が合併し、木津川市が誕生し、相楽郡の笠置町、和東町、精華町及び南山城村とあわせ1市3町1村で構成となる。
平成19年 4月	第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定着手・生活排水処理基本計画策定着手
平成19年 7月	「相楽郡広域事務組合衛生手数料等適正化委員会」設置
平成19年 7月17日	一般廃棄物（し尿）処理手数料の適正化について（諮問）
平成19年 8月27日	相楽地区における環境施設整備について（諮問）
平成19年 9月 5日	相楽会館の広域的な観点からの利活用について（諮問）
平成19年10月22日	規約一部変更 会計管理者設置
平成19年10月22日	し尿くみ取り手数料の適正化について（答申）
平成19年11月19日	「し尿くみ取り手数料特別委員会」設置
平成20年 1月21日	相楽会館の広域的な観点からの利活用について（答申）
平成20年 3月31日	生活排水処理基本計画策定
平成20年 4月28日	相楽地区における環境施設整備について（答申）
平成20年 5月26日	第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成20年 7月28日	相楽地区における環境施設設置に関する確認書締結
平成20年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書

平成21年 5月19日	相楽地域における消費生活相談窓口設置に関する研究会
平成21年10月16日	規約一部変更 「相楽消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務」の共同処理する事務を追加
平成22年 1月19日	相楽会館講習室改修工事着工
平成22年 2月 1日	「山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会」設置
平成22年 2月22日	相楽会館講習室改修工事完成
平成22年 2月23日	山城南医療圏における休日急病診療所設置について（諮問）
平成22年 3月 1日	「相楽消費生活センター」設置・開所式
平成22年 8月23日	山城南医療圏における休日急病診療所設置について（答申）
平成23年 4月 1日	し尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約施行
平成23年10月11日	規約一部変更 「相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業」の共同処理する事務を追加
平成23年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書
平成24年 2月 7日	平成23年度福祉センター相楽会館改修工事（休日診改装）着工
平成24年 3月27日	平成23年度福祉センター相楽会館改修工事（休日診改装）完成
平成24年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場補修工事見積精査等業務報告書
平成24年 6月 1日	「相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所」設置・開所式
平成25年 2月10日	第20回記念 相楽の文化を創るつどい開催
平成26年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場の長寿命化に向けての検討結果報告書
平成26年 2月10日	平成25年度福祉センター相楽会館改修工事（排煙装置）着工
平成26年 3月28日	平成25年度福祉センター相楽会館改修工事（排煙装置）完成
平成26年 4月16日	平成26年度福祉センター相楽会館改修工事（1Fトイレ洋式化）着工
平成26年 5月30日	平成26年度福祉センター相楽会館改修工事（1Fトイレ洋式化）完成
平成27年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書・施設整備構想の策定
平成27年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場補修工事見積精査等業務報告書
平成28年 3月28日	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画策定
平成28年 4月 1日	相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行
平成28年 4月28日	大谷処理場長寿命化総合計画着手
平成28年 8月	相楽郡広域事務組合設立35周年記念誌発行
平成29年 3月28日	大谷処理場長寿命化総合計画策定
平成29年 4月28日	循環型社会形成推進地域計画（生活排水処理編）及び精密機能検査着手
平成29年 5月22日	平成29年度福祉センター相楽会館改修工事（聴言センター床、玄関照明器具）着工
平成29年 6月 8日	平成29年度福祉センター相楽会館改修工事（聴言センター床、玄関照明器具）完成
平成29年12月14日	相楽地域循環型社会形成推進地域計画策定
平成30年 1月	第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成30年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書
平成30年5月19日	消費生活フェスタ2018実施
平成30年5月23日	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る発注支援・技術支援等業務着手

平成30年10月23日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会設置要綱施行
平成30年10月23日	「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付要綱施行
平成30年11月12日	平成30年度福祉センター相楽会館屋上栈橋架設工事・屋上西側樋防水工事 (大ホール雨漏り) 着工
平成30年11月26日	相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例及び同施行規則施行
平成30年11月29日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会 (第1回) 開催
平成30年11月30日	相楽郡広域事務組合公募型指名競争入札実施要綱施行
平成30年11月	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査報告書
平成30年12月18日	相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付要綱施行
平成30年12月27日	平成30年度福祉センター相楽会館屋上栈橋架設工事・屋上西側樋防水工事 (大ホール雨漏り) 完成
平成31年3月20日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会 (第2回) 開催
令和元年5月11日	消費生活フェスタ2019実施
令和元年6月 4日	大谷処理場基幹的設備改良工事着工・施工監理
令和元年11月5日	広域圏事業の今後のあり方検討会設置要綱施行
令和2年 3月 1日	相楽消費生活センター開設10周年
令和2年12月14日	「広域圏事業の今後のあり方検討会」中間報告書
令和3年 3月31日	大谷処理場基幹的設備改良工事完成
令和 3年 4月	相楽会館改築等計画策定業務
令和 3年 4月	相楽郡広域事務組合大谷処理場包括発注設計支援業務
令和 3年 8月 1日	相楽郡広域事務組合設立40周年
令和 3年 8月	相楽郡広域事務組合設立40周年記念誌発行
令和 3年10月1日、19日	相楽消費生活センター開設10周年記念事業実施
令和 3年10月	大谷処理場操業50周年
令和4年 1月	「広域圏事業の今後のあり方検討会」最終報告書
令和4年 2月	相楽広域事務組合大谷処理場長期包括的運営委託方式導入可能性調査報告書
令和4年 3月	相楽広域事務組合大谷処理場長期包括的運営業務委託要求水準書
令和4年 3月	相楽会館改築等計画策定業務報告書
令和4年 5月	大谷処理場精密機能検査
令和4年 5月14日	消費生活フェスタ2022実施
令和4年 6月 1日	相楽休日応急診療所開設10周年
令和4年10月 6日	相楽休日応急診療所開設10周年記念式典・講演会開催
令和4年10月19日	規約一部変更 (京都府許可) 組合名称の変更及び共同処理事務のうち、「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業」 を廃止等
令和5年 3月	「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業30年のあゆみ」発行
令和5年 3月	相楽郡広域事務組合大谷処理場長期包括的運営業務委託見積精査業務報告書
令和5年 3月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書

令和5年 3月31日	相楽地区ふるさと市町村圏振興事業廃止、基金の返還
令和5年 4月 1日	組合名及びし尿処理施設名を変更 新組合名称：相楽広域行政組合 新施設名称：そうらく衛生センター
令和5年 5月13日	消費生活フェスタ2023実施

3. 組合の組織

(1) 議 会

①議員定数 14名

組合議会の議員は、関係市町村の議会で議員の中から選挙され、そのうち1名は申し合わせにより、議長とする。

②定例会 年2回招集

(2) 理事会

理 事 5名 (5市町村長)

代表理事 1名 (杉浦正省精華町長)

理事の互選により選出。任期は理事の申し合わせにより2年。また、代表理事は理事会に関する事務を処理すると共に理事会を代表する。

(3) 会計管理者 1名 (代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者。)

(4) 行政委員 監 査 委 員 2名 (理事会が組合議会の同意を得る。)

識見を有する者 1名、議会選出 1名

公平委員会委員 3名 (任期4年)

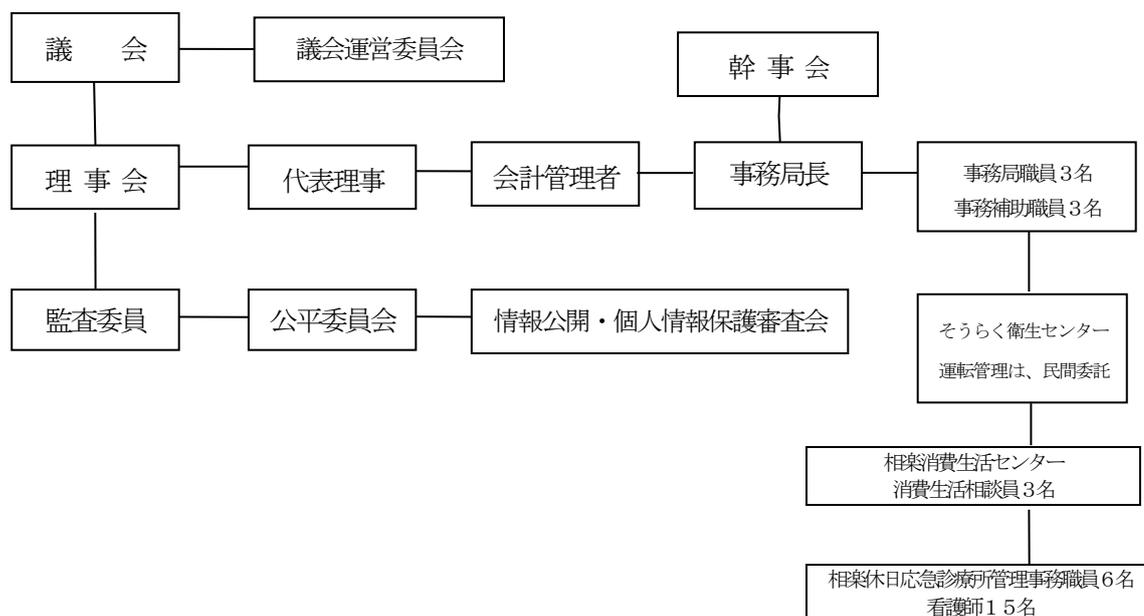
情報公開・個人情報保護審査会委員 5名

(5) 事務局

①事務局職員 10名 (事務局長・主幹・主査・主査 (再任用)・事務補助職員 (3名))

※消費生活相談員 (3名)

②組織及び職員配置



(6) 幹事会

幹事会は関係市町村の連絡調整に関する事務を処理するため設置したものである。

① 幹事会の構成

構成市町村の企画担当課長を幹事とし、幹事会を構成する。

② 代表幹事

代表理事の属する関係市町村の幹事をもって充てる。代表幹事は幹事会の議長となる。

4. 共同処理事務

- (1) 関係市町村の連絡調整に関する事務
- (2) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務
- (5) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務
- (6) 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務

5. 組合の経費の支弁方法

- (1) 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 関係市町村の分担金の総額及び関係市町村の分担金額は、理事会が組合議会の議決を経て決定する。
- (3) 組合の条例で定められた関係市町村の分担金算出基準
 - ・相楽広域行政組合分担金条例（40ページ参照）、相楽広域行政組合分担金規則（43ページ参照）

6. 令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算

(1) 歳入

(単位：千円)

科目	予算額	構成率(%)	備考
分担金	186,380	65.0	木津川市 97,573 (52.3%) 笠置町 19,564 (10.5%) 和束町 24,001 (12.9%) 精華町 21,800 (11.7%) 南山城村 23,442 (12.6%)
負担金	59,776	20.8	し尿処理手数料負担金
会館使用料	50	0.0	相楽会館貸室料

衛生手数料	16,081	5.6	浄化槽汚泥投入手数料
診療報酬収入	21,300	7.4	休日応急診療所診療報酬収入
府支出金	3,410	1.2	京都府消費者行政活性化事業費補助金
繰越金	1	0.0	前年度繰越金
諸収入	1	0.0	預金利子ほか
計	287,000	100.0	

(2) 歳出

(単位：千円)

科目	予算額	構成率(%)	備考
議会費	426	0.1	議員14人報酬ほか
理事会費	281	0.1	理事5人報酬ほか
一般管理費	34,408	12.0	職員5人給料ほか
相楽会館費	2,116	0.7	会館管理委託料ほか
公平委員会費	32	0.0	公平委員3人報酬ほか
監査委員費	28	0.0	監査委員2人報酬ほか
休日応急診療費	32,722	11.4	休日応急診療所医師報償費ほか
し尿処理費	202,192	70.5	そうらく衛生センター運轉維持管理業務委託料 126,016 し尿収集運搬業務委託料(5業者) 59,776 脱水汚泥等運搬業務委託料 10,076
商工総務費	13,361	4.7	消費生活相談員3人報酬ほか
予備費	1,434	0.5	
計	287,000	100.0	

3. 組合の組織

(1) 議 会

①議員定数 14名

組合議会の議員は、関係市町村の議会で議員の中から選挙され、そのうち1名は申し合わせにより、議長とする。

②定例会 年2回招集

(2) 理事会

理 事 5名 (5市町村長)

代表理事 1名 (杉浦正省精華町長)

理事の互選により選出。任期は理事の申し合わせにより2年。また、代表理事は理事会に関する事務を処理すると共に理事会を代表する。

(3) 会計管理者 1名 (代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者。)

(4) 行政委員 監 査 委 員 2名 (理事会が組合議会の同意を得る。)

識見を有する者 1名、議会選出 1名

公平委員会委員 3名 (任期4年)

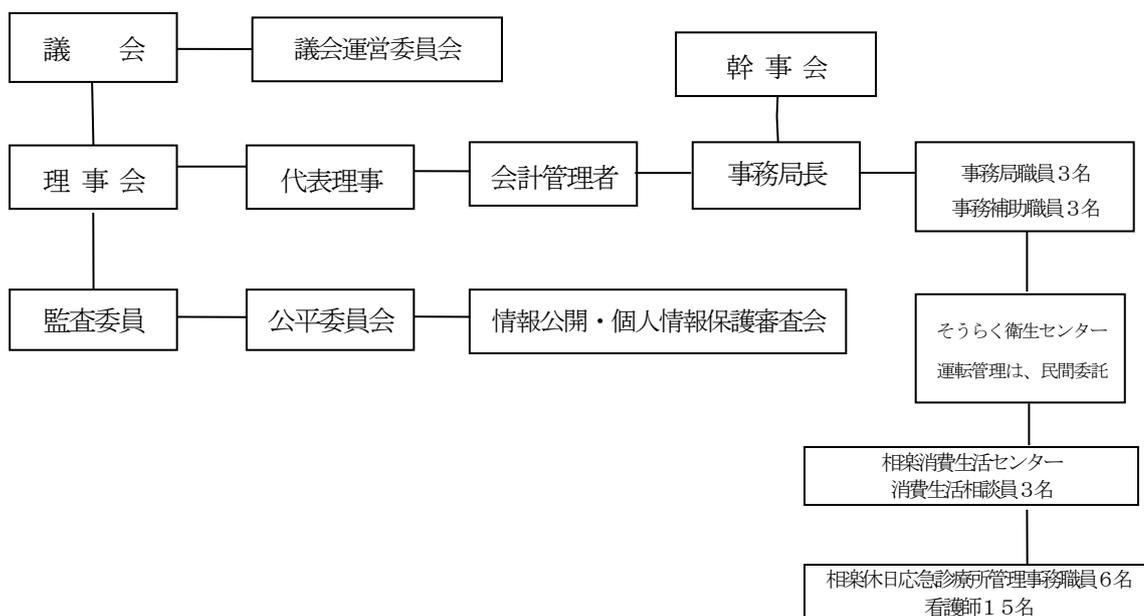
情報公開・個人情報保護審査会委員 5名

(5) 事務局

①事務局職員 10名 (事務局長・主幹・主査・主査 (再任用)・事務補助職員 (3名))

※消費生活相談員 (3名)

②組織及び職員配置



(6) 幹事会

幹事会は関係市町村の連絡調整に関する事務を処理するため設置したものである。

① 幹事会の構成

構成市町村の企画担当課長を幹事とし、幹事会を構成する。

② 代表幹事

代表理事の属する関係市町村の幹事をもって充てる。代表幹事は幹事会の議長となる。

4. 共同処理事務

- (1) 関係市町村の連絡調整に関する事務
- (2) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務
- (5) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務
- (6) 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務

5. 組合の経費の支弁方法

- (1) 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 関係市町村の分担金の総額及び関係市町村の分担金額は、理事会が組合議会の議決を経て決定する。
- (3) 組合の条例で定められた関係市町村の分担金算出基準
 - ・相楽広域行政組合分担金条例（40ページ参照）、相楽広域行政組合分担金規則（43ページ参照）

6. 令和5年度相楽広域行政組合一般会計予算

(1) 歳入

(単位：千円)

科目	予算額	構成率(%)	備考
分担金	186,380	65.0	木津川市 97,573 (52.3%) 笠置町 19,564 (10.5%) 和束町 24,001 (12.9%) 精華町 21,800 (11.7%) 南山城村 23,442 (12.6%)
負担金	59,776	20.8	し尿処理手数料負担金
会館使用料	50	0.0	相楽会館貸室料

衛生手数料	16,081	5.6	浄化槽汚泥投入手数料
診療報酬収入	21,300	7.4	休日応急診療所診療報酬収入
府支出金	3,410	1.2	京都府消費者行政活性化事業費補助金
繰越金	1	0.0	前年度繰越金
諸収入	1	0.0	預金利子ほか
計	287,000	100.0	

(2) 歳 出

(単位：千円)

科 目	予 算 額	構成率(%)	備 考
議 会 費	426	0.1	議員14人報酬ほか
理 事 会 費	281	0.1	理事5人報酬ほか
一般管理費	34,408	12.0	職員5人給料ほか
相楽会館費	2,116	0.7	会館管理委託料ほか
公平委員会費	32	0.0	公平委員3人報酬ほか
監査委員費	28	0.0	監査委員2人報酬ほか
休日応急診療費	32,722	11.4	休日応急診療所医師報償費ほか
し尿処理費	202,192	70.5	そうらく衛生センター運轉維持管理業務委託料 126,016 し尿収集運搬業務委託料(5業者) 59,776 脱水汚泥等運搬業務委託料 10,076
商工総務費	13,361	4.7	消費生活相談員3人報酬ほか
予 備 費	1,434	0.5	
計	287,000	100.0	

7. 年度別一般会計歳入・歳出決算状況

歳 入

単位：円

年度 款	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
分担金及び 負担金	318,423,434	% △3.2	270,731,084	% △15.0	375,816,214	% 38.8	660,490,966	% 75.7	225,450,500	% △65.9
使用料及び 手数料	17,467,390	1.2	18,048,040	3.3	16,851,780	△6.6	17,012,760	1.0	17,225,060	1.2
国庫支出金	0	0.0	1,872,000	皆増	58,963,000	3,050.0	269,757,000	357.5	0	皆減
府支出金	8,012,000	14.4	2,554,000	△68.1	3,089,000	20.9	3,709,000	20.1	3,303,000	△10.9
繰越金	2,175,610	△7.6	1,706,428	△21.6	1,825,392	7.0	11,678,345	539.8	13,574,936	16.2
諸収入	64,131	△5.6	30,697	△52.1	246,902	704.3	214,549	△13.1	25,163	△88.3
合 計	346,142,565	△2.7	294,942,249	△14.8	456,792,288	54.9	962,862,620	110.8	259,578,659	△73.0

歳 出

単位：円

年度 款	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
議会費	381,597	% 1.4	378,774	% △0.7	376,092	% △0.7	376,384	% 0.1	391,254	% 4.0
総務費	37,371,012	0.9	36,982,195	△1.0	37,020,062	0.1	37,070,050	0.1	36,942,359	△0.3
衛生費	295,682,119	△3.9	243,477,172	△17.7	395,095,378	62.3	898,216,075	127.3	204,306,386	△77.3
商工費	11,001,409	29.7	12,278,716	11.6	12,622,411	2.8	13,625,175	7.9	13,332,099	△2.2
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	344,436,137	△2.5	293,116,857	△14.9	445,113,943	51.9	949,287,684	113.3	254,972,098	△73.1

8. 年度別相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入・歳出決算状況

歳 入

単位：円

年 度 款	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
財 産 収 入	1,401,410	% △ 81.1	1,397,688	% △ 0.3	710,260	% △ 49.2	708,077	% △ 0.3	1,632,010	% 130.5
休日応急診療所収入	17,186,636	5.1	19,106,718	11.2	15,037,156	△ 21.3	15,379,615	2.3	24,615,019	60.0
繰 入 金	0	0.0	2,119,000	皆増	2,397,000	13.1	2,462,000	2.7	3,748,000	52.2
国庫支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	357,000	皆増	788,000	120.7
府 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,400,000	皆増	1,000,000	△ 28.6
繰 越 金	2,843,845	54.3	4,645,179	63.3	5,292,324	13.9	2,779,360	△ 47.5	475,447	△ 82.9
諸 収 入	1,138	△ 51.9	2,795	145.6	47	△ 98.3	13	△ 72.3	22	69.2
合 計	21,433,029	△ 16.3	27,271,380	27.2	23,436,787	△ 14.1	23,086,065	△ 1.5	32,258,498	39.7

歳 出

単位：円

年 度 款	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
振 興 費	1,409,640	% △ 81.0	3,455,536	% 145.1	3,172,220	% △ 0.1	3,173,800	% 0.0	5,373,800	% 69.3
衛 生 費	15,378,210	0.1	18,523,520	20.5	17,485,207	△ 5.6	19,436,818	11.2	22,166,593	14.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	16,787,850	△ 26.2	21,979,056	30.9	20,657,427	△ 6.0	22,610,618	9.5	27,540,393	21.8

9. 組合の活動状況と実績

(1) 相楽地区ふるさと市町村圏計画について

昭和47年の相楽地区広域市町村圏発足以来、相楽郡は3次にわたる広域圏計画を策定し圏域づくりを行ってきたが、平成4年11月に新たに「ふるさと市町村圏」の選定を受けた。

平成8年に「相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定し、『豊かな風土・人々と知恵の出会い・文化の輝き―開かれゆく都市そうらく』の実現をめざして、広域的な施策の推進に努めてまいりましたが、令和5年3月をもって廃止しました。

※ふるさと市町村圏とは、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会を創るために、従来の広域行政圏施策を基礎に自立的な発展が見込まれる圏域の総合的、重点的な整備を促進し、広域行政施策の一層の充実強化を図るものである。

① 広域市町村圏計画改定等の経過

- 昭和45年 4月 広域市町村圏整備要綱制定（自治省事務次官通知）
- 昭和47年10月 相楽地区広域市町村圏協議会設置
- 昭和48年 3月 相楽地区広域市町村圏計画策定
- 昭和52年11月 （第3次全国総合開発計画策定）
- 昭和54年 4月 新広域市町村圏計画策定要綱制定
- 昭和56年 3月 相楽地区新広域市町村圏計画策定
- 昭和56年 8月 相楽郡広域事務組合設置（相楽地区広域市町村圏協議会を統合廃止）
- 昭和61年 3月 相楽地区新広域市町村圏計画改定
- 昭和62年11月 （第4次全国総合開発計画策定）
- 平成 2年 4月 （第4次京都府総合開発計画策定）
- 平成 3年 3月 第3次相楽地区新広域市町村圏計画策定
- 平成 4年11月 相楽地区ふるさと市町村圏の選定を受ける
- 平成 5年 7月 相楽ふるさと塾開講
- 平成 6年 2月 相楽の文化を創るつどい開催
- 平成 8年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
- 平成13年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）策定
- 平成15年 2月 第10回記念相楽の文化を創るつどい開催
- 平成17年11月 相楽地区ふるさと市町村圏計画の一部変更、相楽地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）の一部変更（期間を2か年延長）
- 平成19年 4月 第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画着手
- 平成20年 5月 第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
- 平成21年 3月 広域行政圏施策、ふるさと市町村圏施策廃止（総務省通知）
- 平成21年12月 広域行政圏施策の廃止に伴う府の考え方について（京都府総務部長通知）
- 平成29年 4月 第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画着手
- 平成30年 1月 第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
- 令和 5年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業廃止（基金7億円を構成市町村、京都府に返還）

②第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定

第2次計画の策定後の平成21年3月31日をもって「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止されましたが、本圏域としては、引き続き、ふるさと市町村圏事業を推進していくことを確認し事業を推進して参りましたが、広域行政の成果として、圏域における課題でありました、「相楽消費生活センター」を平成22年3月に開設、「相楽休日応急診療所」を平成24年6月に開設し、本組合の共同処理事務として新たに取組み、現在に至っています。

現在、人口減少・超高齢化社会に対応するため日本各地で地方創生の旗印が掲げられています。本圏域も例外ではなく、5市町村が連携して自律した社会を実現していかなければなりません。今後、圏域が抱える共通した課題の解決や、関西文化学術研究都市の波及効果を圏域全体にもたらすことなど、より効率的な行政体制の構築を図っていくことが求められています。

《よりよい圏域づくりを進めるための新たな指針の策定》

本計画は、第2次の「相楽地区ふるさと市町村圏計画」が目標年次を迎えたことを受けて、その成果を受け継ぎ、構成市町村の協働のもとに、よりよい圏域づくりを進めていくための指針として策定するものです。

(計画の期間)

平成30年度から令和4年度までの5年間の期間とします。

(2)福祉センター相楽会館について

郡民の福祉を増進し、文化の向上を図るための施設として建設しました。会議、講演、講習会等の利用に供します。このたび、利用者からのさまざまなご意見や改善要望を受け、より利用しやすい施設にするため一部の使用料金、利用時間を平成16年6月1日から改正しました。また、相楽会館は、昭和50年8月に建設され、今年度で築47年となり、駐車場の確保をはじめ、バリアフリー化、老朽化による修繕等多くの課題を抱えています。構成町村の担当課長で構成する「相楽会館の今後のあり方検討会」を設置し、平成17年6月29日付けで諮問のあった項目について、4回の委員会を開催して検討を行い、平成17年10月24日に答申をまとめました。さらに、平成18年度において、相楽会館の今後のあり方検討会報告書を取りまとめました。平成19年度には、同じく、構成市町村の担当課長で構成する「相楽地区広域行政の今後のあり方検討会」を設置し、平成19年9月5日付けで諮問のあった項目について、2回の委員会を開催して検討を行い、平成20年1月21日に答申をまとめました。また、講習室を改修し、平成22年3月1日から、相楽消費生活センターの事務所を設置し、平成24年6月1日から、小ホール、読書室、相談室を改修し、相楽広域行政組合相楽休日応急診療所を設置しました。

平成28年度において、相楽会館の今後のあり方について、広域圏幹事会及び理事会で協議しました結果、「大ホールの貸館業務は、今後とも最小のコストで現状のまま継続して運営していく」ことが確認されました。

平成29年度は、5月22日から6月8日にかけて、聴言センター床、玄関照明器具の改修工事を行いました。

平成30年度は、11月12日から12月27日にかけて、大ホール雨漏りの修繕工事を行いました。

令和3年度は、「広域圏事業の今後のあり方検討会」中間報告書を受け、相楽会館の耐震改修、現地改築等のコスト算出を行うため、「相楽会館改築等計画策定業務」を委託し、検討会において、令和4年1月に最終報告書を取りまとめました。

また、令和3年度の貸館業務は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要に応じ利用停止や利用人数、時間の制限を行いました。

令和5年度末をもって相楽会館の貸館業務は廃止することで事務手続きを進めています。

①施設概要

所在地 京都府木津川市木津上戸15
 建設年月日 昭和50年8月
 面積 土地 839㎡ 建物 895㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り2階建て一部3階建て
 会館内区分 相楽広域行政組合事務局、相楽消費生活センター、相楽休日応急診療所、
 相楽聴覚言語障害センター、会議室、大ホール（400名）

②相楽会館使用料金

◆会館使用料金

区 分 室 別	午前の部	午後の部	夜の部	一 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	6,000	8,000	8,000	22,000

◆設備使用料

区 分	冷 房 設 備	暖 房 設 備
金 額	会館使用料の10分の3.5	会館使用料の10分の2.5

③相楽会館利用状況

年度	区 分	件 数	人 員	収 入 金 額
H. 9		331 件	14,316 人	1,034,070 円
H. 10		263	11,753	1,014,140
H. 11		315	9,608	1,232,430
H. 12		285	10,749	1,129,885
H. 13		334	10,902	1,052,680
H. 14		322	10,334	886,590
H. 15		308	9,339	1,051,850
H. 16		305	9,134	872,950
H. 17		279	6,621	750,900
H. 18		467	9,100	768,110
H. 19		498	9,163	728,950
H. 20		426	6,433	511,640
H. 21		437	6,533	655,880
H. 22		411	6,261	627,250
H. 23		150	4,271	381,810
H. 24		40	3,733	279,500
H. 25		30	3,298	253,600
H. 26		43	4,148	356,850
H. 27		33	3,113	242,250
H. 28		26	2,274	215,510
H. 29		31	3,424	248,450
H. 30		31	2,604	263,800
R. 1		24	2,439	195,560
R. 2		73	1,524	129,000
R. 3		42	3,290	120,900
R. 4		84	1,986	182,850

(3) し尿処理について

①し尿処理の現状

相楽広域行政組合そうらく衛生センターでは、令和4年度において、12,846.77klのし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

②相楽広域行政組合そうらく衛生センター搬入量の推移 【資料-1】

③令和5年度一般廃棄物処理実施計画 【資料-2】

④施設の管理及び運転操業

昭和46年10月操業を始めてから、昭和56年度までは直営。昭和57年度から施設の管理及び運転を民間委託に切替え現在に至る。

なお、平成17年度からそうらく衛生センター運転維持管理業務委託については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置としての代替業務として、「京都南部環境事業協同組合」と委託契約を締結してきたが、令和5年度から、3か年の長期包括的運営業務委託とした。

⑤施設概要

名称	相楽広域行政組合そうらく衛生センター		
場所	京都府木津川市山城町上狛大谷181		
敷地面積	処理場	5,479㎡	
	周辺環境用地	11,549㎡	
	駐車場用地	537㎡	計 17,565㎡
処理能力	54.1kl/日(週4.4日処理、し尿17.5kl/日、浄化槽汚泥36.6kl/日)		
処理方式	水処理：高負荷脱窒素処理方式+砂ろ過、活性炭吸着		
	汚泥処理：脱水、外部委託処理		
	脱臭処理：酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着		
供用開始	令和3年4月1日		
設計施工	浅野アタカ株式会社		



▲相楽広域行政組合そうらく衛生センター

(4) 相楽消費生活センターについて

近年の消費相談の多様化、高度化に対応するため、平成22年3月1日（月）から、相楽会館1階に、「相楽消費生活センター」を開設しました。

消費生活センターでは、消費生活相談員を配置し、悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行います。

令和4年度に相楽消費生活センターに寄せられた相談件数は、634件でした。【資料-3】

◆丁寧に相談に応じます

▼自主交渉の助言

「訪問販売で買ったものを解約したいのですが……」

クーリング・オフの方法など、ご自分で解決できる方法を助言します。

▼苦情処理のあっせん

「契約してから時間が経ちましたが、やはり解約したい……」

契約に問題があったとき、必要に応じて事業者との間であっせんなどをします。

▼トラブル予防の情報提供

「変なメールが届いたんですが……」

消費者からの問い合わせに対し、情報提供をします。

※弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。



▲相楽消費生活センター開所式

◆身近な味方です

日常生活のなかで、どんなに気をつけていても、ある日突然、消費トラブルに巻き込まれることがあります。そんなとき、「こんなことを聞いても……」や「仕方ないわ……」などと、一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

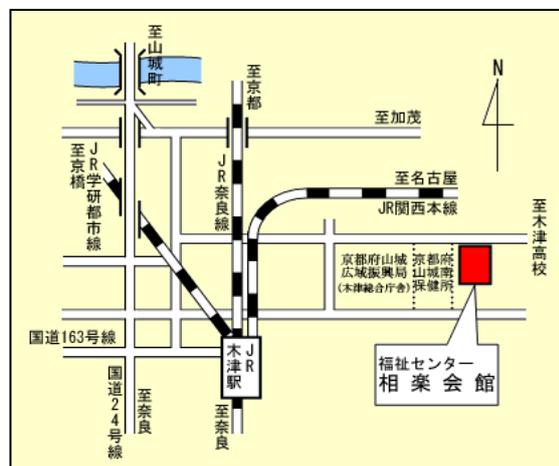
とき	毎週月～金曜日（ただし、祝・休日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後4時
ところ	相楽会館1階（木津川市木津上戸15） 京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
対象者	相楽地域（木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村）に在住又は在学・在勤の方（相楽地域以外にお住いの方は、お住いの市町村にお尋ねください。）
相談料	無料

相談専用ダイヤル

電話：0774-72-9955

相楽消費生活センター（相楽会館内）

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15



消費者ホットライン (土曜・日曜・祝日の消費生活相談)

平成27年7月1日から「消費者ホットライン」は、3ケタの「188」番になりました。

この消費者ホットラインは、消費生活相談窓口や連絡先をご存知でない消費者に、お近くの消費生活センター窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

消費者ホットラインをご利用いただきますと、お住いの郵便番号を入力していただくことにより、お住まいの市町村の消費生活センターの窓口をご案内いたします。郵便番号が分からなかったり、電話を掛けていただいている曜日・時間帯によっては、都道府県の窓口につながることもあります。

【お問い合わせ】

市町村名	担当課	電話番号
相楽広域行政組合	事務局	(0774)72-0421
木津川市	観光商工課	(0774)75-1216
笠置町	商工観光課	(0743)95-2327
和束町	農村振興課	(0774)78-3008
精華町	商工推進室	(0774)34-0234
南山城村	産業観光課	(0743)93-0105



イメージキャラクターイヤン

消費者庁 消費者ホットライン188



▲相楽会館



▲相楽消費生活センター

相楽消費生活センター

(0774)72-9955

fax.(0774)72-9933



相談すれば
楽になる

- 相談日/月曜日～金曜日(祝、休日、年末年始を除く)
- 相談時間/午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地/木津川市木津上戸15番地 相楽会館内

(5) 相楽休日応急診療所について

平成24年6月から一般社団法人相楽医師会、相楽薬剤師会の協力を得て、相楽会館1階に「相楽休日応急診療所」を開設し、令和4年6月で10周年を迎えました。

この診療所は、日曜日や祝祭日などの休日に比較的軽症な方を対象とした応急的な診療をする初期（一次）救急を目的として設置しております。

令和4年度の受診者数は1,758人でした。【資料-4】

◆相楽広域行政組合相楽休日応急診療所の概要

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | 名 称 | 相楽広域行政組合相楽休日応急診療所 |
| 2 | 開 設 者 | 相楽広域行政組合代表理事 杉浦 正省 |
| 3 | 管 理 者 | 藤木 新治（藤木医院 院長、一般社団法人相楽医師会顧問） |
| 4 | 所 在 地 | 木津川市木津上戸15番地 相楽会館内 |
| 5 | 電話番号 | 0774（73）9988（診療所直通） |
| 6 | 診療科目 | 内科・小児科 |
| 7 | 診 察 | 相楽医師会に所属する医師が輪番制で出務し、診察を行う。 |
| 8 | 診 療 日 | 日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月31日～1月3日） |
| 9 | 診療時間 | 午前9時～午後1時 |
| 10 | 受付時間 | 午前8時30分～午後0時30分 |
| 11 | 二次後送病院 | 京都山城総合医療センター |
| 12 | スタッフ | 医 師 27名（一般社団法人相楽医師会）
薬 剤 師 17名（相楽薬剤師会）
看 護 師 15名（会計年度任用職員）
医療事務 委 託（株式会社メディカル・プラネット）
事 務 6名（会計年度任用職員） |
| 13 | 運営体制 | （通常日）医師1名、薬剤師1名、看護師2名、医療事務
1名、管理事務職員2名 体制計7名 |
| 14 | 開 設 日 | 平成24年6月1日 |
| 15 | 施設概要 | 受付・薬局・診察室（1診・2診）・多目的トイレ |
| 16 | 施設改修費 | 21,999千円 |
| | 設計・施工監理 | 1,323千円 |
| | 工 事 費 | 13,281千円 |
| | 初度備品 | 7,280千円 |
| | | レセプトコンピュータ 1,344千円 |
| | | 医療用備品 1,579千円 |
| | | 事務機 3,608千円 |
| | | 電化製品 371千円 |
| | | 看板・電話 378千円 |
| | そ の 他 | 115千円 |
| | 財源内訳 | 京都府みらい戦略一括交付金 11,000千円 |
| | | ふるさと市町村圏振興事業基金 10,999千円 |

令和5年度相楽消費生活センター事業計画

R5. 4. 1

令和5年度は、消費生活相談、消費者教育・啓発、情報提供に次のとおり取組ます。

1. 消費生活相談

(1) 消費生活相談

消費者から寄せられた相談に対し、自主解決のための助言やあっせん等を行い、消費者利益の擁護と増進を図ります。

- ・消費生活相談員：2名（有資格者、週4日勤務）
- ・受付時間：平日9時～正午、13時～16時

また、オンラインによる相談の導入に向けた調査・研究を進めます。

(2) 全国消費生活情報ネットワークシステムへの情報入力、管理等

全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に相談情報を入力し、苦情相談等の迅速な処理と被害発生情報等の的確な把握に努めます。

- ・P I O - N E Tへの情報入力、承認等

(3) 地域包括支援センター等への出張相談及び情報提供

日頃の見守り活動を推進している方々への見守り対象者からの消費生活相談に対する助言及び情報提供を行います。

(4) 各種会議・研修などへの参加

複雑多様化する消費者問題や新たな法律の制定・改正に対応するため、国民生活センターが主催する研修講座や関係機関等が実施する研修等に参加し、職員や消費生活相談員の資質の向上に努めます。

- ・研修等参加人数：6名（行政職員3名、消費生活相談員3名）

2. 消費者教育・啓発

- ・消費生活相談員（教育・啓発担当）：1名（有資格者、週3.5日勤務）

(1) 学校教育における消費者教育の推進

教育委員会と連携を図り、小・中学生に対し、消費者教育に取組ます。

平成30年度から令和2年度に作成した教育用啓発資材を活用した消費生活出前授業の全市町村での実施に向けた取組を進めます。

また、オンラインによる授業の導入に向けた取組を進めます。

(2) 見守り体制づくりへの支援

構成市町村消費生活主管課、京都府消費生活安全センター及び京都府山城広域振興局とさらに連携を強化し、構成市町村における重層的支援体制整備事業と連携した取組を進めます。

(3) 各種啓発資材の作成

成年年齢引き下げにかかる啓発資材や本センターPR用マスク等を作成し、フェスタや各種講座等で配布します。

- ・成年年齢引き下げにかかる啓発資材（京都府消費生活安全センター作成分を活用）
- ・啓発用マスク：10,000枚
- ・啓発用ボールペン：1,000本
- ・啓発用メモ帳：1,000冊
- ・くらしの豆知識：200部

(4) 各種講座の開催

- ①消費生活講座（年4回）を開催します。
- ②消費生活出前講座を開催します。
 - ・開催回数：30回程度／年

(5) 各市町村等のまつりへのブース出展

各市町村の協力により、消費者被害の未然防止と相談窓口の周知を図るため、各市町村等のまつりで、消費者クイズの実施や啓発用ポケットティッシュ等の配布を行います。

(6) 消費者月間事業

「消費者月間」事業の一環として、「消費生活フェスタ2023」（令和5年5月13日（土）、イオンモール高の原）を奈良県消費生活センター、京都府山城広域振興局、京都府木津警察署等と共催で開催します。）

3. 消費生活に関する情報提供

消費者被害の未然防止のための情報を、構成市町村（広域連合）広報紙やホームページでお知らせします。

- ①ホームページによる情報発信を行います。（随時）
- ②構成市町村（広域連合）広報紙への消費者被害の事例等の掲載を行います。
 - ・掲載回数：12回／年



【資料－１】

相楽広域行政組合そうらく衛生センター搬入量の推移について

そうらく衛生センターへのし尿及び浄化槽汚泥の市町村別搬入量の推移は表－１に示すとおりである。

表－１ 市町村別搬入量の推移

(k1)

市町村名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	差引 (R4-R3)	増減率 (差引÷R3×100)%
木津川市	し尿	2,700.07	2,533.40	2,428.41	2,374.96	2,253.11	△ 121.85	△ 5.13
	浄化	5,103.76	4,847.06	4,834.78	4,849.36	4,596.73	△ 252.63	△ 5.21
	計	7,803.83	7,380.46	7,263.19	7,224.32	6,849.84	△ 374.48	△ 5.18
笠置町	し尿	764.68	751.43	670.04	717.74	727.86	10.12	1.41
	浄化	660.25	601.14	592.5	650.47	639.72	△ 10.75	△ 1.65
	計	1,424.93	1,352.57	1,262.54	1,368.21	1,367.58	△ 0.63	△ 0.05
和束町	し尿	778.77	719.67	698.82	684.73	688.66	3.93	0.57
	浄化	1,085.99	1,049.93	1,095.65	1,069.07	1,107.22	38.15	3.57
	計	1,864.76	1,769.60	1,794.47	1,753.80	1,795.88	42.08	2.40
精華町	し尿	499.51	472.65	466	496.11	487.14	△ 8.97	△ 1.81
	浄化	804.77	682.5	640.43	618.54	566.36	△ 52.18	△ 8.44
	計	1,304.28	1,155.15	1,106.43	1,114.65	1,053.50	△ 61.15	△ 5.49
南山城村	し尿	510.96	482.36	467	465.66	448.77	△ 16.89	△ 3.63
	浄化	1,167.35	1,147.48	1,208.52	1,364.64	1,331.20	△ 33.44	△ 2.45
	計	1,678.31	1,629.84	1,675.52	1,830.30	1,779.97	△ 50.33	△ 2.75
合計	し尿	5,253.99	4,959.51	4,730.27	4,739.20	4,605.54	△ 133.66	△ 2.82
	浄化	8,822.12	8,328.11	8,371.88	8,552.08	8,241.23	△ 310.85	△ 3.63
	計	14,076.11	13,287.62	13,102.15	13,291.28	12,846.77	△ 444.51	△ 3.34

表－２ 業者別搬入量の推移

(k1)

業者名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	差引 (R4-R3)	増減率 (差引÷R3×100) %
(株)クリーンサービス山城	し尿	1,440.62	1,370.14	1,406.20	1,421.02	1,330.32	△ 90.70	△ 6.38
	浄化	3,027.80	2,820.90	2,722.18	2,644.40	2,553.80	△ 90.60	△ 4.18
	計	4,468.42	4,191.04	4,128.38	4,065.42	3,884.12	△ 181.30	△ 4.46
(株)相楽清掃	し尿	1,593.36	1,498.08	1,401.32	1,369.45	1,340.10	△ 29.35	△ 2.33
	浄化	2,450.01	2,413.22	2,598.81	2,766.78	2,636.77	△ 130.01	△ 4.70
	計	4,043.37	3,911.30	4,000.13	4,136.23	3,976.87	△ 159.36	△ 3.85
(有)フシミ	し尿	425.4	390.2	367.9	356.8	332.81	△ 23.99	△ 9.53
	浄化	213.84	199.43	194.65	195.18	195.41	0.23	△ 0.12
	計	639.24	589.63	562.55	551.98	528.22	△ 23.76	△ 4.30
相楽商事	し尿	792.43	736.26	707.5	701.91	709	7.09	1.01
	浄化	586.3	590.2	565.6	557.1	534.4	△ 22.70	△ 4.07
	計	1,378.73	1,326.46	1,273.10	1,259.01	1,243.40	△ 15.61	△ 1.24
大和清掃	し尿	1,002.18	964.83	847.35	890.02	893.31	3.29	0.37
	浄化	1,516.45	1,431.94	1,385.72	1,520.82	1,459.70	△ 61.12	△ 4.02
	計	2,518.63	2,396.77	2,233.07	2,410.84	2,353.01	△ 57.83	△ 2.40
城南衛生(株)	し尿	—	—	—	—	—	—	—
	浄化	576.4	544.6	545.2	536.6	532.8	△ 3.80	△ 0.71
	計	576.4	544.6	545.2	536.6	532.8	△ 3.80	△ 0.71
平安衛生環境(株)	し尿	—	—	—	—	—	—	—
	浄化	451.32	327.82	359.72	331.2	328.35	△ 2.85	△ 0.86
	計	451.32	327.82	359.72	331.2	328.35	△ 2.85	△ 0.86
合計	し尿	5,253.99	4,959.51	4,730.27	4,739.20	4,605.54	△ 133.66	△ 2.81
	浄化	8,822.12	8,328.11	8,371.88	8,552.08	8,241.23	△ 310.85	△ 3.63
	計	14,076.11	13,287.62	13,102.15	13,291.28	12,846.77	△ 444.51	△ 3.34

全体の搬入量は下水道による水洗化率の向上により年々減少傾向にある。

また、各業者の増減要因については、下水道接続に伴う最終くみ取り、清掃が適正に行われていない（清掃期間が1年超）、浄化槽本体の整備による全量の引き抜きなどがあげられる。

一方、処理形態別人口は表－３に示すとおり、下水道人口が増加し、し尿収集人口が減少している。

表－3 処理形態別人口の推移

(人)

年 度	行政区域内 人 口	下 水 道 人 口	し尿収集 人 口	浄化槽人口		自家処理 人 口	
				みなし浄化槽 (単独処理)	合併処理 浄 化 槽		
平成13	102,948	52,500	28,753	20,286	12,014	8,272	1,409
平成14	104,926	57,848	26,057	19,870	11,183	8,687	1,151
平成15	107,216	65,490	22,135	18,583	10,456	8,127	1,008
平成16	109,186	70,558	20,133	17,802	9,594	8,208	693
平成17	111,136	74,299	19,020	17,216	8,729	8,487	601
平成18	112,689	78,371	16,691	17,191	8,376	8,815	436
平成19	113,839	82,250	14,840	16,521	7,500	9,021	228
平成20	114,955	85,225	13,974	15,603	6,609	8,994	153
平成21	116,010	87,814	13,334	14,733	5,705	9,028	129
平成22	117,200	91,297	11,869	13,930	4,879	9,051	104
平成23	117,886	93,092	11,093	13,613	4,503	9,110	88
平成24	118,376	94,845	10,142	13,316	4,308	9,008	73
平成25	118,603	97,496	8,032	13,020	4,154	8,866	55
平成26	119,579	99,269	7,538	12,721	3,925	8,796	51
平成27	120,649	100,945	7,078	12,577	3,708	8,869	49
平成28	121,565	102,836	6,692	11,994	3,440	8,554	43
平成29	122,098	103,973	6,548	11,539	3,167	8,372	38
平成30	122,933	105,411	6,551	10,943	3,134	7,809	28
令和元	123,391	106,654	5,890	10,819	3,062	7,757	28
令和2	123,859	107,664	5,478	10,689	2,971	7,718	28
令和3	123,894	108,161	5,394	10,311	2,783	7,528	28
令和4	123,874	108,500	5,292	10,056	2,654	7,402	26

※各市町村の実績人口調査結果

今後の推移として考えられるのは以下のとおりである。

- ①下水道での水洗化率の向上による搬入量の減少
- ②下水道の普及が見込めない地域の水環境保全を目的とした合併浄化槽整備事業の推進などによる浄化槽汚泥量の増加
- ③浄化槽を下水道へ切替える際の清掃汚泥の一時的な増加

令和5年度一般廃棄物処理実施計画

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和56年8月制定）第4条第1項の規定に基づき、令和5年度の相楽広域行政組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和5年4月24日

相楽広域行政組合

代表理事 杉浦 正省

1 計画処理区域と計画処理人口

(1) 計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

(2) 計画処理人口

市町村名		区分					合 計
		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	
行政区域内人口		人 79,127	人 1,224	人 3,368	人 39,836	人 2,046	人 125,604
非水洗化人口		1,406	557	1,047	173	104	3,286
内 訳	計画収集人口	1,404	552	1,047	171	98	3,271
	自家処理人口	2	5	0	2	6	15
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		1,571	209	83	419	89	2,371
水洗化人口		76,151	458	2,238	39,244	1,853	119,944
水洗化人口 内訳	下水道人口	71,704	0	1,818	39,169	0	112,691
	コミュニティ プラント人口	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 (合併浄化槽)	4,447	458	420	75	1,853	7,252

注) 端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

2 一般廃棄物の計画処理量

一般廃棄物の種類	計画処理量 (kℓ /年)					
	木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
し尿	1,523	717	821	157	137	3,355
浄化槽汚泥	5,397	611	552	509	891	7,960
合計	6,920	1,328	1,373	666	1,028	11,315

3 一般廃棄物の処理主体

	収集・運搬	中間処理	中間処理及び最終処分		
		し尿処理施設	乾燥・肥料化処分	焼却処分	堆肥化処分
し尿	相楽広域行政組合	相楽広域行政組合	(脱水汚泥) 三重中央開発株式会社	(し渣) 三重中央開発株式会社	(清掃汚泥) 八光海運株式会社
	委託	㈱クリーンサービス山城			
		㈱相楽清掃			
		(有)フシミ			
		相楽商事			
		大和清掃			
	託	相楽広域行政組合 そうらく衛生センター			
浄化槽汚泥	許可	㈱クリーンサービス山城	三重リサイクルセンター	三重リサイクルセンター	し尿処理施設
		㈱相楽清掃			
		(有)フシミ			
		相楽商事			
		大和清掃			
		城南衛生(株)			
		平安衛生開発(株)			

4 処理計画

	収 集・運 搬		中間処理 (し尿処理施設)		中間処理及び最終処分								
	収集区域	収集量	処理主体及び施設	処理量	処理施設	脱水汚泥	処分方法	処理施設	し 渣	処分方法	処理施設	清掃汚泥	処分方法
し 尿	木津川市	1,523	相楽広域 行政組合 相楽広域 行政組合 そうらく 衛生センター 54.1kl /日	1,523	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	77	メタン発酵 + 乾燥・肥料化	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	4	焼却	八光海運株式会社し尿処理施設	11	低希釈二段活性汚泥法 + 高度処理
	笠置町	717		717		36			2			5	
	和東町	821		821		41			2			6	
	精華町	157		157		8			1			1	
	南山城村	137		137		7			1			1	
	合 計	3,355		3,355		169			10			24	
浄 化 槽 汚 泥	木津川市	5,397	相楽広域 行政組合 相楽広域 行政組合 そうらく 衛生センター 54.1kl /日	5,397	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	272	メタン発酵 + 乾燥・肥料化	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	14	焼却	八光海運株式会社し尿処理施設	38	低希釈二段活性汚泥法 + 高度処理
	笠置町	611		611		36			2			4	
	和東町	552		552		41			1			4	
	精華町	509		509		25			1			4	
	南山城村	891		891		45			2			6	
	合 計	7,960		7,960		401			20			56	
合 計	木津川市	6,920	相楽広域 行政組合 相楽広域 行政組合 そうらく 衛生センター 54.1kl /日	6,920	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	349	メタン発酵 + 乾燥・肥料化	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	18	焼却	八光海運株式会社し尿処理施設	49	低希釈二段活性汚泥法 + 高度処理
	笠置町	1,328		1,328		67			4			9	
	和東町	1,373		1,373		69			3			10	
	精華町	666		666		33			2			5	
	南山城村	1,028		1,028		52			3			7	
	合 計	11,315		11,315		570			30			80	

5 収集・運搬の概要

	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	
し尿	相楽広域行政組合		回/月	各戸収集	
	委	㈱グリーンサービス山城：津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村		原則として月1回収集
		㈱相楽清掃：上田雅幸	木津川市・和束町・南山城村		
	託	(有)フシミ：西田昇二	木津川市		
		相楽商事：小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
		大和清掃：竹田浩子	木津川市・笠置町・南山城村		
浄化槽汚泥		木津川市及び相楽郡	回/年	各戸収集	
許	㈱グリーンサービス山城：津路正志	木津川市及び相楽郡	1		
	㈱相楽清掃：上田雅幸	〃			
可	(有)フシミ：西田昇二	〃			
	相楽商事：小山伸一	〃			
	大和清掃：竹田浩子	〃			
	城南衛生㈱：津路昭彦	〃			
	平安衛生開発㈱：中川将子	〃			

6 中間処理施設（し尿処理施設）の概要

施設名称	相楽広域行政組合そうらく衛生センター
処理主体	相楽広域行政組合
所在地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理（砂ろ過・活性炭）
処理能力	54.1kℓ /日/4.4日/週（34 kℓ /日、7日/週換算）
処理量	31kℓ /日

7 脱水汚泥処分施設の概要

施設名称	伊賀リサイクルセンター	三重リサイクルセンター
処分委託業者	大栄環境株式会社	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市治田字北福3693番地14	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
処理方式	メタン発酵	乾燥・肥料化
処理能力	メタン発酵 320 t /日	乾燥 100 t /日
処理量	メタン発酵及び乾燥・肥料化：570 t /年	

8 し渣処分施設の概要

施設名称	三重リサイクルセンター
処分委託業者	三重中央開発株式会社
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
処理方式	焼却
処理能力	焼却：604 t / 日
処理量	焼却：30 t / 年

9 清掃汚泥処分施設の概要

施設名称	八光海運株式会社し尿処理施設
処分委託業者	八光海運株式会社
所在地	兵庫県養父市八鹿町下網場 610 番の 5
処理方式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
処理能力	低希釈二段活性汚泥法+高度処理：50 t / 日
処理量	低希釈二段活性汚泥法+高度処理：80 t / 年

10 住民に対する広報・啓発活動

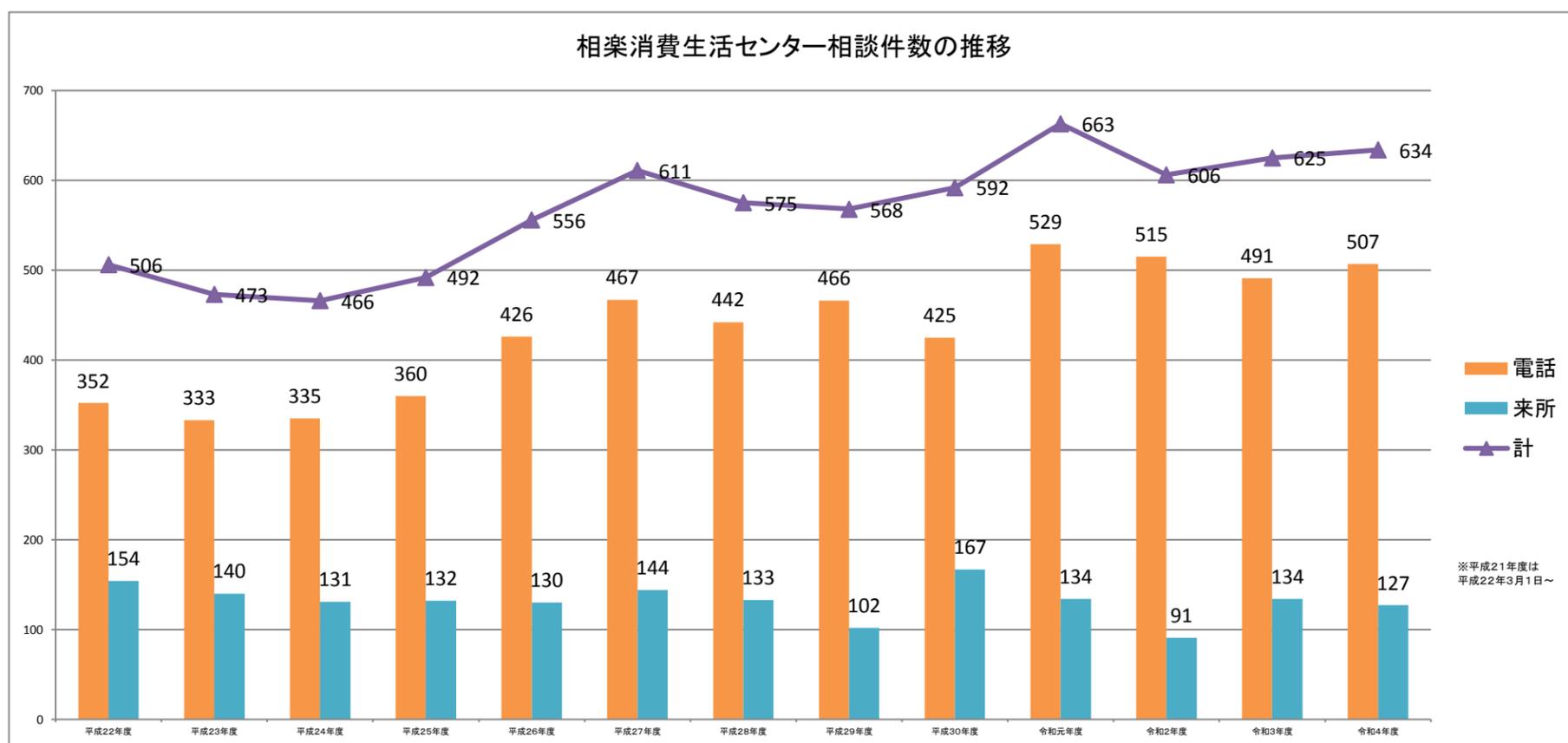
各市町村広報誌及び相楽広域行政組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。

【資料-3】

相楽消費生活センター相談件数の推移

(単位：件、%)

年度		H21年度 (H22.3)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計	割合
市町村名																	
木津川市		32	300	304	291	315	364	392	375	340	366	410	386	431	421	4,727	63.8
笠置町		0	11	5	8	5	5	6	1	3	5	4	6	9	6	74	1.0
和束町		0	24	12	13	8	15	16	11	17	15	10	11	16	15	183	2.5
精華町		8	134	130	127	143	150	162	169	182	176	215	179	141	157	2,073	28.0
南山城村		2	25	16	12	14	12	17	9	13	12	7	6	6	17	168	2.2
小計		42	494	467	451	485	546	593	565	555	574	646	588	603	616	7,225	97.5
その他		1	12	6	15	7	10	18	10	13	18	17	18	22	18	185	2.5
合計		43	506	473	466	492	556	611	575	568	592	663	606	625	634	7,410	100.0
電話	比率	29	352	333	335	360	426	467	442	466	425	529	515	491	507	5,677	76.6
来所		14	154	140	131	132	130	144	133	102	167	134	91	134	127	1,733	23.4



令和4年度消費生活出前講座実績

①<一般・高齢者>

回	月日・参加者数	時間		市町村名	テーマ	場所	相談員	職員	申請日	報告日
1	4月20日(水) 参加者：20人	13:30～ 15:00	木津川市視覚障がい者社会教育研修会(50代～)	木津川市	身近な消費生活トラブル(悪質な消費生活トラブル)とエシカル消費について	木津川市庁舎北別館	渡邊相談員		4/4	4/27
2	6月13日(月) 参加者：6人	13:30～ 15:00	笠置町社会福祉協議会(飛鳥路)	笠置町	高齢者がだまされやすい特殊詐欺についての注意喚起	飛鳥路区集会所	渡邊相談員		6/7	7/11
3	6月15日(水) 参加者：17人	9:30～ 11:00	笠置町社会福祉協議会(北部)	笠置町	高齢者がだまされやすい特殊詐欺についての注意喚起	北笠置公民館	渡邊相談員		6/7	7/11
4	6月17日(金) 参加者：6人	13:30～ 15:00	笠置町社会福祉協議会(東部)	笠置町	高齢者がだまされやすい特殊詐欺についての注意喚起	東部区集会所	渡邊相談員		6/7	7/14
5	7月5日(火)*変更 参加者：4人	13:30～ 14:30	笠置町社会福祉協議会(切山)	笠置町	高齢者がだまされやすい特殊詐欺についての注意喚起	切山区集会所	渡邊相談員		6/7	7/11
6	6月23日(木) 参加者：15人	13:30～ 15:00	笠置町社会福祉協議会(南部)	笠置町	高齢者がだまされやすい特殊詐欺について	産業振興会研修室	渡邊相談員		6/2	7/11
7	6月27日(月) 参加者：11人	13:30～ 15:00	笠置町社会福祉協議会(西部)	笠置町	高齢者がだまされやすい特殊詐欺についての注意喚起	西部区集会所	渡邊相談員		6/7	7/11
8	8月10日(水) 参加者：12人	10:10～ 11:00	笠置町民生児童委員協議会定例会	笠置町	SDGsと悪質商法	つむぎテラス	渡邊相談員		7/11	8/25
9	11月27日(日) 参加者：17人	14:00～ 16:00	南加茂台9丁目地区会(上月俊行)	木津川市	(高齢者がだまされやすいので)悪質商法にご用心!	南加茂台第4集会所	渡邊相談員	園子センター長	8/29	12/6
10	3月17日(金)予定 参加者：16人	15:00～ 15:30	南山城村民生児童委員協議会	南山城村	消費者被害と悪質商法に気をつけて	やまなみホール研修室	渡邊相談員		1/30	3/20

10回参加者数:124人

②<学校・教育委員会>

回	月日・参加者数	時間		市町村名	テーマ	場所	相談員	職員	申請日	報告日
1～2	5月18日(水) 参加者：42人	10:45～ 12:20	木津川市立相楽台小学校(4年2クラス)90分授業	木津川市	環境についての学習(総合)・地球温暖化とSDGs	木津川市立相楽台小学校	渡邊相談員		5/13	
3	5月23日(月) 参加者：31人	10:45～ 12:35	木津高等学校(3年)50分授業	京都府	SDGsボードゲームとSDGsについて	木津高等学校	渡邊相談員		5/2	
4	6月3日(金) 参加者：19人	10:45～ 12:35	木津高等学校(2年)50分授業	京都府	SDGsボードゲームとSDGsについて	木津高等学校	渡邊相談員		5/23	
5～7	6月7日(火) 参加者：103人	8:50～10:40 10:50～12:40 13:40～15:30	木津川市立木津中学校(3年3クラス)100分×3授業	木津川市	SDGsボードゲームとSDGsについて	木津川市立木津中学校	渡邊相談員		6/3	
8～10	6月9日(木) 参加者：103人	8:50～10:40 10:50～12:40 13:40～15:30	木津川市立木津中学校(3年3クラス)100分×3授業	木津川市	SDGsボードゲームとSDGsについて	木津川市立木津中学校	渡邊相談員		6/3	
11～12	6月21日(火) 参加者：42人	10:45～ 12:20	木津川市立相楽台小学校(4年2クラス)90分×2授業	木津川市	環境についての学習(総合)	木津川市立相楽台小学校	渡邊相談員		5/13	
13～14	7月1日(金) 参加者：48人	8:55～ 12:25	精華町立山田荘小学校(4年2クラス)90分×2授業	精華町	SDGsボードゲームとSDGsについて	精華町立山田荘小学校	渡邊相談員		6/9	
15～16	7月11日(月) 参加者：74人	8:55～ 12:25	木津川市立木津南中学校(3年2クラス)90分×2授業	木津川市	環境教育についての学習	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		6/20	

17~18	7月13日(水) 参加者：74人	8:55~12:25	木津川市立木津南中学校(3年2クラス) 90分×2授業	木津川市	環境教育についての学習	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		6/20	
19~20	7月14日(木) 参加者：74人	8:55~12:25	木津川市立木津南中学校(3年2クラス) 90分×2授業	木津川市	環境教育についての学習	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		6/20	
21~22	7月15日(金) 参加者：75人	8:55~12:25	木津川市立木津南中学校(3年2クラス) 90分×2授業	木津川市	環境教育についての学習	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		6/20	
23~26	9月8日(木) 参加者：153人	9:45~14:05	木津川市立木津南中学校(2年4クラス) 45分×4授業	木津川市	環境教育についての学習	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		7/28	
27~30	9月9日(金) 参加者：153人	9:45~14:05	木津川市立木津南中学校(2年4クラス) 45分×4授業	木津川市	環境教育についての学習	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		7/28	
31~32	9月13日(火) 参加者：62人	10:50~15:30	木津川市立木津川台小学校(4年2クラス) 90分×2授業	木津川市	環境教育についての学習	木津川市立木津川台小学校	渡邊相談員		8/25	
33~34	9月20日(火) 参加者：75人	9:55~11:45	木津川市立木津南中学校(3年3クラス) 45分×2授業	木津川市	“かしこい消費者になろう - キャッシュレスについて” (技術・家庭科)	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		8/27	
35~37	9月21日(水) 参加者：111人	9:55~12:45	木津川市立木津南中学校(3年2クラス) 45分×3授業	木津川市	“かしこい消費者になろう - キャッシュレスについて” (技術・家庭科)	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		8/27	
38~40	9月22日(木) 参加者：111人	9:55~12:45	木津川市立木津南中学校(3年3クラス) 45分×3授業	木津川市	“かしこい消費者になろう - キャッシュレスについて” (技術・家庭科)	木津川市立木津南中学校	渡邊相談員		8/27	
41~43	11月4日(金) 参加者：120人	9:45~12:20	木津川市立木津中学校(2年3クラス) 45分×3授業	木津川市	“中2SDGsフードマイレージ、エンカル消費” (総合学習)	木津川市立木津中学校	渡邊相談員		10/27	
44~46	11月8日(火) 参加者：119人	9:45~12:20	木津川市立木津中学校(2年3クラス) 45分×3授業	木津川市	“中2SDGsフードマイレージ、エンカル消費” (総合学習)	木津川市立木津中学校	渡邊相談員		10/27	
47~48	11月17日(木) 参加者：63人	8:55~12:25	木津川市立木津川台小学校(4年2クラス) 90分×2授業	木津川市	環境教育についての学習 (フードマイレージ)	木津川市立木津川台小学校	渡邊相談員		11/9	
49~50	11月18日(金) 参加者：51人	8:50~12:20	木津川市立高の原小学校(4年2クラス) 90分×2授業	木津川市	環境教育についての学習 (SDGs持続可能な社会)	木津川市立高の原小学校	渡邊相談員		11/7	
51~53	11月24日(木) 参加者：82人	9:40~12:20	精華町立精華台小学校(5年3クラス) 45分×3授業	精華町	お金について学ぶ	精華町立精華台小学校	渡邊相談員		11/10	
54~56	12月15日(木) 参加者：76人	8:40~14:55	木津川市立相楽小学校(6年3クラス) 90分×3授業	木津川市	SDGsボードゲームとSDGsについて	木津川市立相楽小学校	渡邊相談員		12/1	
57~58	12月19日(月) 参加者：62人	8:30~12:10	木津川市立城山台小学校(5年2クラス) 90分×2授業	木津川市	フードマイレージお買い物ゲームで温暖化防止	木津川市立城山台小学校	渡邊相談員		12/5	
59~60	12月20日(火) 参加者：62人	8:30~12:10	木津川市立城山台小学校(5年2クラス) 90分×2授業	木津川市	フードマイレージお買い物ゲームで温暖化防止	木津川市立城山台小学校	渡邊相談員		12/5	
61~62	12月21日(水) 参加者：62人	8:30~12:10	木津川市立城山台小学校(5年2クラス) 90分×2授業	木津川市	フードマイレージお買い物ゲームで温暖化防止	木津川市立城山台小学校	渡邊相談員		12/5	
63	1月19日(木) 参加者：28人	14:00~15:35	木津川市立南加茂台小学校(4年1クラス) 90分	木津川市	SDGs学習ゲーム授業からSDGsを学ぶ	木津川市立南加茂台小学校	渡邊相談員		12/23	
64~65	1月26日(木) 参加者：51人	8:40~12:20	木津川市立相楽台小学校(5年2クラス) 90分×2授業	木津川市	生活を支えるお金と物「お金の使い方について」学ぶ	木津川市立相楽台小学校	渡邊相談員		1/13	

65回参加者数:2,126人(8小学校27クラス731人・2中学校36クラス1,345人・高校2クラス50人)

③<見守りネットワーク>

回	月日・参加者数	時間	団体名	市町村名	テーマ	場所	相談員	職員	申請日	報告日
1	9月20日(火) 参加者：25人	14:30～ 15:00	和束町民生児童委員協議会	和束町	消費者被害の現況と成年年齢引き下げについて	和束商工会研修室	渡邊相談員		8/25	9/21
2	3月15日(水) 参加者：25人	14:00～ 15:00	和束町民生児童委員協議会	和束町	消費者被害の現況と注意する要点	人権ふれあいセンター	渡邊相談員		1/19	3/23

2回参加者数:50人

●市町村毎の申込み状況

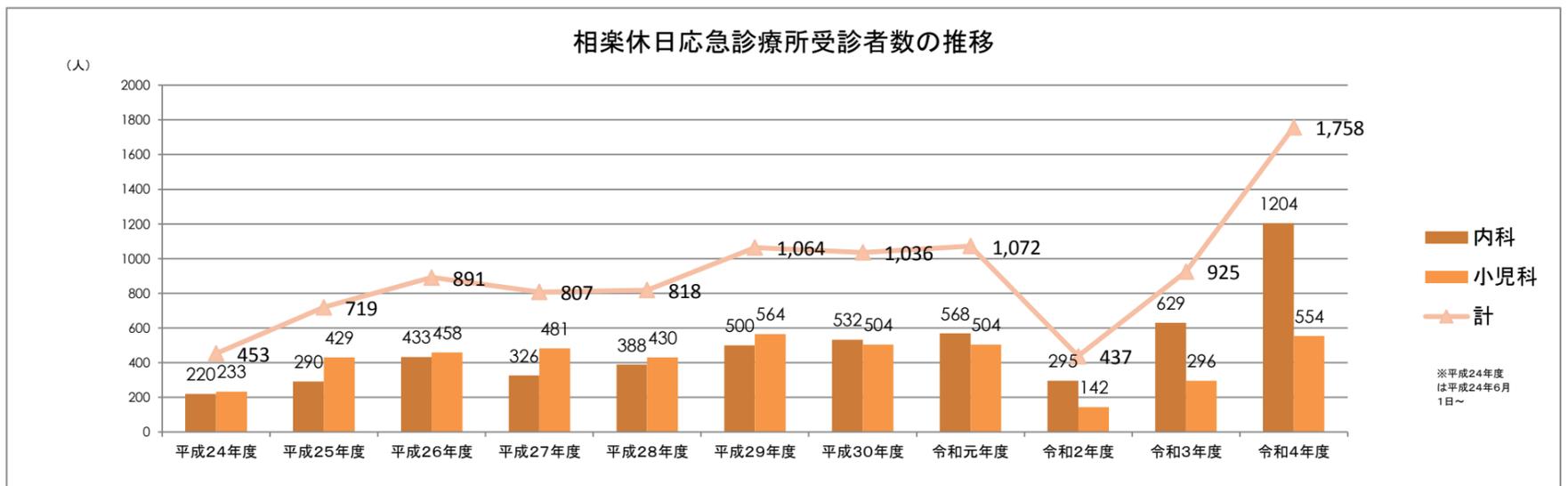
市町村	申込件数	実績件数	割合
木津川市	60	60(1)	77.9%
笠置町	7	7(0)	9.1%
和束町	2	2(0)	2.6%
精華町	5	5(0)	6.5%
南山城村	1	1(0)	1.3%
その他:京都府立木津高校	2	2(0)	2.6%
計	77	77(1)	100.0%

():土日祝・時間外

相楽休日応急診療所受診者数の推移

(単位：人、%)

市町村名	平成24年度 (6月～)		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合 計	割 合
	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率	年度	比率		
木津川市	300		497		566		552		523		733		714		802		312		688		1,278		6,965	69.8
笠置町	7		11		7		2		2		5		3		7		1		7		12		64	0.6
和東町	22		21		16		19		25		20		18		24		6		18		18		207	2.1
精華町	106		164		244		191		233		240		240		171		93		176		380		2,238	22.4
南山城村	3		3		16		9		5		6		9		5		6		7		10		79	0.8
小 計	438		696		849		773		788		1,004		984		1,009		418		896		1,698		9,553	95.7
その 他	15		23		42		34		30		60		52		63		19		29		60		427	4.3
合 計	453		719		891		807		818		1,064		1,036		1,072		437		925		1,758		9,980	100.0
内 科	220	48.6	290	40.3	433	48.5	326	40.4	388	47.4	500	47.0	532	51.4	568	53.0	295	67.5	629	68.0	1,204	68.5	5,385	54.0
小児科	233	51.4	429	59.7	458	51.5	481	59.6	430	52.6	564	53.0	504	48.6	504	47.0	142	32.5	296	32.0	554	31.5	4,595	46.0



○相楽広域行政組合規約

昭和56年 8月 1日規約第1号 改正 平成 4年11月30日規約第1号
改正 平成16年 4月 1日規約第1号 改正 平成19年 1月26日規約第1号
改正 平成19年10月22日規約第2号 改正 平成21年10月16日規約第1号
改正 平成23年10月11日規約第1号 改正 令和 4年10月19日規約第1号

(組合の名称)

第1条 この組合は、相楽広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、木津川市・笠置町・和東町・精華町及び南山城村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 関係市町村の連絡調整に関する事務
- (2) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務
- (5) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務
- (6) 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、京都府木津川市木津上戸15番地 相楽会館内に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は14人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

木津川市	5人
笠置町	2人
和東町	2人
精華町	3人
南山城村	2人

2 組合議員は、関係市町村の議会において議員の中から選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員の任期による。

(議会の議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員の中から選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(理事会)

第8条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。
- 3 理事会に代表理事1人を置く。
- 4 代表理事は、理事が互選する。
- 5 代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 6 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合の議会の議員のうちから選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

第11条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会で任免する。
- 4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。
- 5 第3条第1号に関する事務処理をするため幹事会を置く。

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の分担金の総額及び関係市町村に分賦する額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、京都府知事の許可のあった日の前日をもって廃止する相楽地区広域市町村圏協議会並びに同日をもって解散する相楽郡町村事務組合及び相楽郡衛生管理組合の事務を承継する。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の相楽郡広域事務組合同規約第8条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年3月12日から施行する。
- 2 平成18年度の木津川市に係る分担金は、この規約による改正後の相楽郡広域事務組合同規約第12条第2項の規定にかかわらず、分賦しないこととし、平成18年度中に山城町、木津町及び加茂町に対して分賦した分担金を、木津川市に分賦した分担金とみなす。
- 3 この規約による改正前の相楽郡広域事務組合同規約第11条第3項の規定による山城町、木津町及

び加茂町の出資金の額は木津川市が承継する。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に組合の収入役の職にある者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則

この規約は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

○相楽広域行政組合分担金条例

(昭和56年8月制定)

改正 昭和57年 4月 7日条例第 2号 改正 平成 7年12月14日条例第4号
改正 平成16年 4月30日条例第 4号 改正 平成19年 3月13日条例第7号
改正 平成19年11月26日条例第13号 改正 平成21年10月23日条例第4号
改正 平成23年12月 5日条例第 2号 改正 平成29年11月29日条例第2号
改正 令和 2年11月30日条例第 3号 改正 令和 5年 2月28日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、相楽広域行政組合同規約（昭和56年8月1日規約第1号）第12条の規定により相楽広域行政組合分担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の徴収及び割合)

第2条 分担金は次の割合で徴収する。

(1) 規約第3条第1号及び第2号に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 100%

(2) 規約第3条第6号に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 50%

受診者数割 50%

(3) 規約第3条第3号及び第4号に要する経費

固定的経費

令和3年度計画処理量割 50%

令和3年度からの搬入実績量による割合 50%

運営的経費

搬入量実績割 100%

大規模改修経費

令和3年度からの搬入量実績による割合 100%

(4) 規約第3条第3号に要する経費のうち公債費に要する経費

令和3年度からの搬入量実績による割合 100%

(5) 規約第3条第5号に要する経費

固定的経費

共通経費分
市町村割 100%

直接経費分
人口割 100%

運営的経費
人口割 50%
相談件数割 50%

(規則への委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

(人口割の扱い)

2 第2条第1号及び第2号に規定する「人口割」にあつては、前年度の12月31日現在における各市町村の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計数値を用いるものとする。

(市町村搬入量実績割の扱い)

3 第2条第3号に規定する「市町村搬入量実績割」にあつては、前年(1月1日から12月31日まで)にし尿処理施設へ搬入された市町村別のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を用いるものとする。

(平成13年度町村搬入量実績割の扱い)

4 第2条第4号に規定する「平成13年度町村搬入量実績割」にあつては、平成13年度(4月1日から翌年3月31日まで)にし尿処理施設へ搬入された町村別(木津川市にあつては山城町、木津町及び加茂町の合計数値)のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を用いるものとする。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(平成7年条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(市町村割の特例)

2 平成19年度の分担金に係る市町村割は、この条例による改正後の相楽郡広域事務組合分担金条例(以下「改正後条例」という。)第2条の規定にかかわらず、平成18年4月1日現在の町村数により算定することとし、木津川市は、山城町、木津町及び加茂町(以下「旧3町」という。)に係る3町分の分担金の合計額を負担する。

(市町村搬入量実績割の特例)

3 木津川市における平成19年度及び平成20年度の分担金に係る市町村搬入量実績割は、平成19年度にあつては改正後条例附則第3項による旧3町分の合計数値を、平成20年度にあつては改正後条例附則第3項による木津川市及び旧3町分合計数値を用いるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年度分の分担金から適用する。

(平成20年度から平成23年度までの分担金の額の特例)

- 2 平成20年度から平成23年度までの構成市町村に対する規約第3条第1号及び第3号から第5号にかかる分担金の額は、この条例による改正後の相楽郡広域事務組合分担金条例第2条の規定によりそれぞれの年度ごとに算出した金額(以下「改正後の分担金額」という。)に、改正後の分担金額から改正前の相楽郡広域事務組合分担金条例第2条の規定によりそれぞれの年度ごとに算出した金額を差し引いた金額に、平成20年度にあつては0.8を、平成21年度にあつては0.6を、平成22年度にあつては0.4を、平成23年度にあつては0.2をそれぞれ乗じた額(千円未満の端数がある場合はこれを四捨五入する)を控除(負数の場合は加算)した額とする。ただし、当該算出された構成市町村に対する規約第3条第1号及び第3号から第5号にかかる分担金の額の総額が分担金の総額と差異が生じた場合は、千円未満の端数処理の多少により調整するものとする。

附 則(平成21年条例第4号)

この条例は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成30年度分の分担金から適用する。

附 則(令和2年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年度分の分担金から適用する。

附 則(令和5年条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○相楽広域行政組合分担金規則

(平成19年11月制定)

改正 平成21年11月 2日規則第4号 平成23年12月19日規則第2号
平成24年 2月 3日規則第1号 平成27年 2月25日規則第1号
平成29年11月29日規則第3号 令和 2年11月30日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、相楽広域行政組合分担金条例（昭和56年8月制定。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(算出基準)

第2条 条例第2条に規定する分担金の割合の算出基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第2条第1号、第2号及び第5号に定める市町村割の算出基準は、各市町村とも5分の1の割合とする。
- (2) 条例第2条第1号、第2号及び第5号に定める人口割の算出基準は、前年度の3月31日現在における各市町村の住民基本台帳人口の数値とする。
- (3) 条例第2条第2号に定める受診者数割の算出基準は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日の間に休日応急診療所で診察を受けた市町村別の受診者数とする。ただし、組合を組織する地方公共団体以外の市町村からの受診者数は、受診者数割の算出基準に含めないものとする。
- (4) 条例第2条第3号に定める令和3年度計画処理量割の算出基準は、木津川市60.00%、笠置町11.18%、和束町12.65%、精華町6.76%及び南山城村9.41%の割合とする。
- (5) 条例第2条第3号に定める搬入量実績割の算出基準は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日の間にし尿処理施設へ搬入された市町村別のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量とする。
- (6) 条例第2条第5号に定める相談件数割の算出基準は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日の間に消費生活センターで相談を受けた市町村別の相談件数とする。ただし、組合を組織する地方公共団体以外の市町村からの相談件数は、相談件数割の算出基準に含めないものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるほか、分担金の徴収について必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年度分の分担金から適用する。

(搬入量実績割の特例)

- 2 第2条第5号に定める搬入量実績割の算出基準は、平成23年度分から当分の間、搬入量実績割の対象経費から過年度においてふん尿にかかるし尿処理手数料（組合が売り捌いた分に限る。以下「手数料」という。）の単価とふん尿にかかるし尿収集運搬業務委託料（組合が売り捌いた手数料にかかる分に限る。以下「委託料」という。）の単価とに差額が生じていた期間における搬入量実績に伴い発生するこれまでの手数料収入と委託料支出の累計額に収支不足が生じた場合にお

ける当該収支不足の額を控除した経費に対して適用し、当該収支不足の額にかかる搬入量実績割の算出基準は、第2条第5号の規定にかかわらず、手数料収入と委託料支出の累計額において生じる収支不足の額を適用する。

ただし、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間にあっては、この期間におけるふん尿の搬入にかかるし尿処理手数料負担金収入の額と委託料（この場合においては、組合を組織する地方公共団体が売り捌いた手数料にかかる分に限る。）支出の額との差額を加算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算から適用する。ただし、第2条第2号の規定は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年7月15日法律第77号）の施行の日から施行する。

（受診者数割の特例）

- 2 平成24年度 of 分担金に係る受診者数割の算出基準は、この規則による改正後の相楽郡広域事務組合分担金規則第2条第3号の規定（ただし書の規定を除く。）にかかわらず、平成24年6月1日から同年12月31日の間に休日応急診療所で診察を受けた市町村別の受診者数とする。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度分の分担金から適用する。

附 則（令和2年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の分担金から適用する。

附 則（令和5年規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

歴代代表理事・組合議会議長・副議長・監査委員・公平委員会委員・事務局長

●歴代代表理事

就任期間	氏名
昭和56. 8. 1～昭和57. 5. 31	宗 英昭 (和束町長)
昭和57. 6. 1～昭和57. 6. 7	井上 藤治 (精華町長)
昭和57. 6. 8～昭和59. 7. 31	森岡 喜一 (加茂町長)
昭和59. 8. 1～昭和61. 7. 31	滝口 吉一 (笠置町長)
昭和61. 8. 1～昭和63. 7. 31	井上 藤治 (精華町長)
昭和63. 8. 1～平成 2. 7. 31	宗 英昭 (和束町長)
平成 2. 8. 1～平成 6. 7. 31	森山 茂樹 (南山城村長)
平成 6. 8. 1～平成15. 4. 24	稲垣 守 (加茂町長)
平成15. 5. 15～平成15. 10. 23	鍬田 利秋 (精華町長)
平成15. 10. 27～平成17. 10. 26	難波 久士 (加茂町長)
平成17. 10. 27～令和元. 10. 23	木村 要 (精華町長)
令和元. 11. 1～	杉浦 正省 (精華町長)

●歴代組合議会議長

就任年月	氏名
昭和56. 8	大崎 鉄平 (精華町議会議長)
昭和58. 7	住岡 康生 (加茂町議会議長)
昭和60. 9	福島 武 (山城町議会議長)
昭和62. 9	坂口 正夫 (笠置町議会議長)
昭和63. 12	平沼 清弘 (南山城村議会議長)
平成 3. 6	坂本 俊孝 (笠置町議会議長)
平成 4. 12	福島 武 (山城町議会議長)
平成 5. 7	坂本 俊孝 (笠置町議会議長)
平成 7. 3	今井 昭光 (山城町議会議長)
平成12. 9	村城 康裕 (和束町議会議長)
平成13. 5	高岡 貢 (山城町議会議長)
平成15. 6	中井 喜彦 (和束町議会議長)
平成17. 5	木村 浩三 (山城町議会議長)
平成19. 5	奥野 卓士 (精華町議会議長)
平成21. 5	北 猛 (南山城村議会議長)
平成23. 5	尾崎 輝雄 (木津川市議会議長)
平成25. 5	杉浦 正省 (精華町議会議長)
平成27. 5	杉岡 義信 (笠置町議会議長)
平成29. 5	高味 孝之 (木津川市議会議長)
令和元. 6	杉浦 正省 (精華町議会議長)
令和元. 11	三原 和久 (精華町議会議長)
令和 3. 6	梅本 章一 (南山城村議会議長)
令和 4. 5	久保 憲司 (南山城村議会議長)
令和 5. 5	長岡 一夫 (木津川市議会議長)

●歴代組合議会副議長

就任年月	氏名
昭和56. 8	吉田 峯数 (和束町議会議長)
昭和58. 7	光橋 政治 (木津町議会議長)
昭和60. 9	坂口 正夫 (笠置町議会議長)
昭和62. 9	三桝 武男 (木津町議会議長)
平成元. 12	木村 清司 (加茂町議会議長)
平成 3. 6	竹内 文雄 (和束町議会議長)
平成 4. 12	西嶋 宗一 (和束町議会議長)
平成 6. 12	今井 昭光 (山城町議会議長)
平成 7. 3	木村 年男 (南山城村議会議長)
平成 8. 7	木村 要 (精華町議会議長)
平成 9. 6	前田 勝 (和束町議会議長)
平成10. 12	林 辰男 (和束町議会議長)
平成11. 12	村城 康裕 (和束町議会議長)
平成12. 9	奥野 卓士 (精華町議会議長)
平成15. 6	岡田 博治 (山城町議会議長)
平成17. 5	村上 吉彦 (精華町議会議長)
平成19. 5	手仲 圓容 (南山城村議会議長)
平成19. 11	北 猛 (南山城村議会議長)
平成21. 5	中野 重高 (木津川市議会議長)
平成23. 5	杉浦 正省 (精華町議会議長)
平成25. 5	西岡 良祐 (笠置町議会議長)
平成27. 2	杉岡 義信 (笠置町議会議長)
平成27. 5	倉 克伊 (木津川市議会議長)
平成29. 5	杉浦 正省 (精華町議会議長)
令和元. 6	小西 啓 (和束町議会議長)
令和 3. 6	森本 隆 (木津川市議会議長)
令和 5. 5	三原 和久 (精華町議会議長)

●歴代監査委員

就任年月	氏 名	氏 名
昭和56. 8	伊藤 謙藏	河井 未治
昭和58. 7	伊藤 謙藏	片畑 長治
昭和60. 9	伊藤 謙藏	池尻 晴
平成 3. 7	伊藤 謙藏	山際 勇
平成 5. 8	伊藤 謙藏	石橋 平和
平成 6.12	伊藤 謙藏	木村 要
平成 8. 7	伊藤 謙藏	吉岡 弘
平成12. 7	伊藤 謙藏	木村 武夫
平成13. 6	伊藤 謙藏	伝宝 和平
平成13.12	堂坂 政男	伝宝 和平
平成15. 6	堂坂 政男	山本 亨
平成17. 5	堂坂 政男	山本 喜章
平成17.12	新 義輝	山本 喜章
平成19. 5	新 義輝	木村 浩三
平成21. 5	高見 進	杉浦 正省
平成23. 5	高見 進	北 猛
平成24. 5	高見 進	新田 晴美
平成25. 5	仲北 悦雄	西岡 努
平成27. 5	仲北 悦雄	杉浦 正省
平成29. 5	仲北 悦雄	岡田 勇
令和元. 6	仲北 悦雄	山本 和延
令和 3. 6	仲北 悦雄	三原 和久
令和 5. 5	仲北 悦雄	西 昭夫

●歴代公平委員会委員

就任年月	氏 名	氏 名	氏 名
昭和56. 8	久保田音市	富岡 数正	福岡 清
昭和57.10	田中 忠一	富岡 数正	福岡 清
昭和59. 3	北森 一郎	富岡 数正	福岡 清
平成 4. 3	北森 一郎	富岡 数正	駒 重則
平成 8. 3	永井 一彰	富岡 数正	駒 重則
平成 9.12	永井 一彰	中田 晋	駒 重則
平成17.12	永井 一彰	小西 利昭	駒 重則
平成20. 3	村城 康裕	小西 利昭	駒 重則
平成21. 5	村城 康裕	谷中 憲二	駒 重則
平成25.12	村城 康裕	井澤 孝子	駒 重則
平成26.12	村城 康裕	井澤 孝子	藤木美能里
平成30. 4		井澤 孝子	藤木美能里
平成30.11	森脇 美隆	井澤 孝子	藤木美能里
令和 3.12	森脇 美隆	子谷 朝子	藤木美能里

●歴代事務局長

就 任 期 間	氏 名
昭和56. 8. 1～昭和57. 5. 31	増田 三郎
昭和57. 8.10～昭和60. 3. 31	増田 三郎
昭和60. 4. 1～平成 3. 3. 31	竹内 一夫
平成 3. 4. 1～平成 9. 5. 31	小池 長司
平成 9. 6. 1～平成17. 3. 31	馬場 正彦
平成17. 4. 1～平成25. 3. 31	林 幸造
平成25. 4. 1～令和5. 3. 31	福田 全克
令和 5. 4. 1～	國子 慶順

相楽広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

令和5年6月現在

役 職	氏 名	所 属	現 職 等
委 員	下田 香織	京都弁護士会 木津川市情報公開・個人情報保護 審査会 会長	弁 護 士
委 員	大島 佳代子	精華町情報公開・個人情報保護審 査会委員	同志社大学教授
委 員	高橋 良成	木津川市情報公開・個人情報保護 審査会委員	
委 員	北澤 三茂	和束町情報公開審査会委員 和束町個人情報保護審査会委員	
委 員	森嶋 徹	南山城村情報公開・個人情報保護 審査会委員	

※任期 令和4年6月20日から令和6年6月19日まで（2年間）

相楽広域行政組合行政不服審査会委員名簿

令和5年6月現在

役 職	氏 名	所 属	現 職 等
委 員	勢川 ^{せがわ} 琢也 ^{たくや}	京都弁護士会	弁 護 士
委 員	大島 佳代子	相楽広域行政組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	同志社大学教授
委 員	高橋 良成	相楽広域行政組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	
委 員	北澤 三茂	相楽広域行政組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	
委 員	森嶋 徹	相楽広域行政組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	

※任期 委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事件に関する調査審議が終了した日まで

執行機関

理事会

代表理事	精華町長	杉浦	正省
理事	木津川市長	谷口	雄一
理事	笠置町長	中	淳志
理事	和束町長	堀	忠雄
理事	南山城村長	平沼	和彦

会計管理者 精華町会計管理者 上西 昌子

組合議会

議長	木津川市議会議長	長岡	一夫
副議長	精華町議会議長	三原	和久

議会運営委員会

委員長	木津川市議会議員	福井	平和
副委員長	精華町議会議員	内海	富久子

令和 5 年度
相楽広域行政組合の概要

発行／令和5年6月

編集／相楽広域行政組合事務局

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸 1 5 番地

相楽会館内

TEL 0774-72-0421

FAX 0774-72-0470

e-mail:kouiki@souraku-kyoto.or.jp

みんなで作る
人と文化の交差点
相楽

